

大和市電子公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第10号

大和市電子公印規則の一部を改正する規則

大和市電子公印規則（平成18年大和市規則第95号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保管」を「管理」に改める。

第2条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改め、同条第2号中「コンピュータに登録された」を「第10条第2項の規定により、電子公印を使用するものとして第10条第1項に規定する電子公印台帳（以下単に「電子公印台帳」という。）に登録されたコンピュータ又はシステムにおいて管理する」に改め、「公印の印影」の次に「（第9条第1項の規定により拡大又は縮小（以下「拡大等」という。）をした上で第10条第3項の規定により電子公印台帳に登録されたものを含む。以下同じ。）」を加え、「第5条の」を削り、同条第3号中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、「第5条の」を削り、「の管理者」を「を管理する者」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、同条第2項中「第4条第5項」を「第4条第4項」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、同条第2項中「を適切」を「に理由がある」に、「管理者」を「電子公印管理者」に、「登録させなければならない」を「登録するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定により通知を受けた電子公印管理者は、文書主管の課長に対し、印影の電磁的記録を提供するよう求めることができる。

第6条を第5条とする。

第8条を第11条とする。

第7条第1項中「管理者」を「電子公印管理者」に改め、「電子公印廃止報告書」の次に「（次項において「廃止報告書」という。）」を加え、同条第2項中「前項の報告書」を「廃止報告書」に、「記録しなければならない」を「当該電子公印が廃止された日を登録するものとする」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の2条を加える。

（印影の拡大等）

第9条 電子公印を使用する行政文書の大きさその他の理由により、大和市公印規則別表に規定す

る各公印の寸法により難いときは、当該公印の印影を拡大等をして使用することができる。

- 2 電子公印管理者は、前項の規定により印影の拡大等をしようとするときは、電子公印使用申請書により文書主管の課長に申請しなければならない。
- 3 文書主管の課長は、前項の規定による申請に理由があると認めるときは、その旨を電子公印管理者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、通知を受けた電子公印管理者は、文書主管の課長に対し、拡大等をした印影を提出しなければならない。

(電子公印台帳)

第10条 文書主管の課長は、電子公印台帳を備え、これに全ての電子公印を登録しなければならない。

- 2 電子公印台帳には、登録した電子公印とともに出力する行政文書及び電子公印を使用するコンピュータ又はシステムの名称その他文書主管の課長が必要と認める事項を登録しなければならない。
- 3 文書主管の課長は、前条第4項の規定による印影の提出を受けたときは、電子公印台帳の別紙を作成し、当該印影を登録しなければならない。
- 4 前項の規定により登録した印影を使用しなくなったときは、当該印影に係る電子公印台帳の別紙を除紙し、10年間保存するものとする。

第5条の次に次の2条を加える。

(電子公印台帳の登録事項の変更)

第6条 電子公印管理者は、電子公印台帳に登録された事項に変更があったときは、電子公印台帳登録事項変更届(次項において「変更届」という。)を文書主管の課長に提出しなければならない。

- 2 文書主管の課長は、変更届の提出を受けたときは、電子公印台帳の登録事項を変更するものとする。

(電子公印の使用状況の報告)

第7条 文書主管の課長は、1年に1回以上電子公印管理者に電子公印の使用状況について報告させなければならない。

別表を次のように改める。

別表（第 11 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	電子公印台帳	第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条
第 2 号様式	電子公印使用申請書	第 5 条及び第 9 条
第 3 号様式	電子公印台帳登録事項変更届	第 6 条
第 4 号様式	電子公印廃止報告書	第 8 条

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。